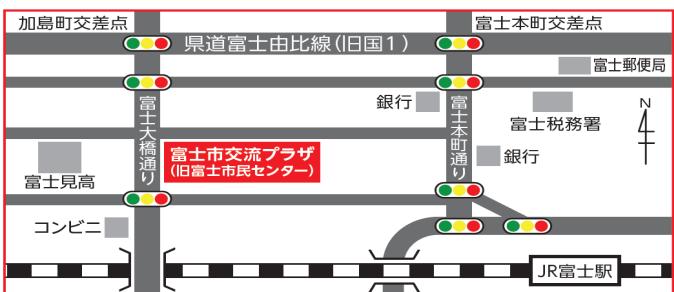


確定申告会場等のご案内

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901（ナビダイヤル）
ナビダイヤルがつながらない場合は、0545-61-2460（番号「0」を選択）

対象となる方	会場名	開設期間	開設時間
【事前説明会場】 -年金所得の人 -初めて住宅ローン控除を申告する人	富士市交流プラザ 2階多目的ホール	2月10日（火）～2月13日（金）	9：00～17：00
【確定申告会場】 -所得税の確定申告をする全ての人	富士市交流プラザ 2階多目的ホール	2月16日（月）～3月16日（月）	9：00～17：00
<p>■会場への入場は、「入場整理券」が必要です。 -整理券は、事前に国税庁のLINEから入手できます。 当日も整理券を配布しますが、配布状況により入場をお断りする場合があります。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 国税庁LINE 公式アカウント  </div> <p>■次に該当する人は、富士市交流プラザで申告してください。 -給与、営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡 (土地・建物・株式など)、山林などの所得がある人 -贈与税の申告をする人 ※富士市交流プラザでは、申告に関するお問い合わせを受け付けていません。</p>			富士市交流プラザ(富士市富士町20-1)マップ  <p>できるだけ、公共交通機関をご利用ください。</p>

市民税課 ☎0544-22-1126（直通）

対象となる方	会場名	開設期間	予約方法	受付開始
【事前説明会場】 ■初めて住宅ローン控除を申告する人 ■年金をもらっている人 ※年金、給与、雑、一時以外の所得がある方はお受けできません。	富士宮市役所 7階特大会議室	【事前説明会場】 1月26日（月）～1月30日（金）	8：40より7階受付にて当日整理券配布 会場への入場は、「入場整理券」が必要です。 インターネットから事前に予約が可能です。 《アドレス》 https://logoform.jp/form/GgrE/2460 ※当日も整理券を配布しますが、配付状況により入場をお断りする場合があります。あらかじめ、ご了承ください。	《インターネット》 1月9日から
予約が必要！ 【出張相談会場】 ■富士宮市内に住民票がある以下の 人 -65歳以上の年金をもらっている 人 -障がいのある人 ※年金、給与、雑、一時以外の 所得がある方はお受けできません。	富士宮市役所 7階特大会議室	【出張相談会場】 2月16日（月）～2月27日（金）	当日整理券の配布はありません。 インターネット又は電話での予約が必要です。 《アドレス》 https://logoform.jp/form/GgrE/1126 《電話》 ① 080-4127-5347 ② 090-8547-5599 ※平日（9：00～17：00）のみ ※基本的にご自身でスマートフォンを操作し、マイナンバーカードを利用した申告をしていただきますので、ご承知ください。	受付開始 《インターネット》 2月2日から 《電話》 2月9日から

対象となる方	会場名	開設期間	受付時間
【無料税務相談会場】 -営業・農業・不動産所得のある人 (前年の所得金額が300万円以下でかつ、前々年の課税売上高が3,000万円以下の人) ※税理士が無料で相談に応じます。	富士宮市役所 7階710会議室	2月16日（月）～2月27日（金） ※当日、9：00より7階受付にて整理券配布	9：30～11：00 13：00～15：00
【市民税・県民税の申告】 ■確定申告をしない人で、以下のいずれかに当てはまる場合 -公的年金所得や給与所得以外の所得がある人 -医療費控除や社会保険料控除等の所得控除を受けようとする人（市民税・県民税の税額が安くなる可能性があります。） -所得がない人で国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人	富士宮市役所 7階特大会議室	2月16日（月）～2月27日（金） ※当日、9：00より7階受付にて整理券配布	9：30～11：00
	富士宮市役所 1階113会議室	3月2日（月）～3月16日（月） 整理券の配布はありません。 直接会場にお越しください。	13：00～15：00

※平日（12：00～13：00）土・日曜日・祝日は開設しておりません。

【年金所得者の申告不要制度】

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません（市民税・県民税申告は必要です。）。
なお、所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。